神 経 西 第 680 号 令 和 6 年 7 月 19 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

神戸市長 久元 喜造

		117 1172 7175 1172
市町村名 (市町村コード)		神戸市
		(28100)
地域名		平野地区
(地域内農業集落名)		(下村集落)
協議の結果を取りまとめた年月日		令和6年7月19日
<sub>励誘</sub> の桁米を取りる	たとめた平月日	(第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

# 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

・主食用水稲と小松菜などの野菜栽培が行われているが、後継者が不在である農地も多く、新たな農地の受け手を確保する必要がある。

- ・近年の人件費高騰により作業委託やパートを雇用することができなくなってきた。
- ・人口減少と高齢化にともない、地域の世話役などが担い手に集中しはじめており、作業に集中できない。また、 農地が点在していることから草刈りなどの管理が困難になっている。
- ・営農組織などを立ち上げる際の旗振り役がいない。
- 新しい農業機械を購入することや既存機械の修理が難しい。機械が壊れると農業を続けることが困難である。
- 燃料や肥料などの資材費が高騰している。

#### (2) 地域における農業の将来の在り方

・水稲や小松菜を主要作物としつつ、ハウス栽培のスマート化を実験的に行い、農業を担う者を含めて栽培方法を確立する。

- ・ハウス栽培の温度や水管理などの自動化を検討し、近郊農業としてハウス作物のブランド化を考える。
- ・アライグマ対策に取り組む。

#### 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

## (1) 地域の概要

[2	区域内の農用地等面積	14.0 ha
	うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	14.0 ha
	(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

#### (2)農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

原則、市街化調整区域の農地を農業上の利用が行われる区域とする。ただし、山際等の小規模で生産性が低い 農地や既に非農地化している農地等においてはその限りではない。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3	農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項					
	(1)農用地の集積、集約化の方針					
	・耕作できなくなった農地など段階的に集約化していき農地の団地化や面積の拡大を図る。					
	(2)農地中間管理機構の活用方針					
	・必要に応じて検討する。					
	(3)基盤整備事業への取組方針					
	・ハウスエリア、オペレーターエリア、保全エリアなどのゾーニング計画の作成を検討する。					
	(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針					
	・機械の共同利用や農地の集積集約など担い手同士で連携し効率化を目指す。					
	・営農組合の立ち上げを検討し、農地を集約することで効率がよくなり収益アップにつなげる。 ・作業委託・受託、農地の貸し借りといった地区内の情報を共有できる仕組みを検討する。					
	・農地所有者と耕作者とのマッチングの機会が必要である。					
	(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針					
	・効率化が期待できる作業などは、集落内のオペレーターに部分的な委託をすすめる。					
	以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)					
	□ ①鳥獣被害防止対策 □ ②有機・減農薬・減肥料 □ ③スマート農業 □ ④畑地化・輸出等 □ ⑤果樹等					
	□ ⑥燃料·資源作物等 □ ⑦保全·管理等 □ ⑧農業用施設 □ ⑨耕畜連携等 □ ⑩その他					
	【選択した上記の取組方針】					
	・多面的活動を通じて、水路、ため池の保全や遊休農地の有効活用を地域で一体的に取り組む。					